

平成29年度第7回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成29年10月10日(火) 午後1時30分

2. 招集の場所 八東庁舎 第1会議室

3. 出席委員

農業委員

会長	12番	横山 和男			
会長職務代理者	13番	小林 孝	14番	西村 辰寿	
委員	1番	山根 祐一	2番	西田 悦子	
	4番	田中 豊秋	5番	綾木 晴子	
	6番	丸山 武	7番	河村 久雄	
	9番	木原さち子	10番	谷尾 友枝	
	11番	宮本彰太郎			

農地利用最適化推進委員

委員	安部 寛	野田 稔
	荻原 晴雄	柴田 正温
	井上 善雅	西尾 良仁
	永江 守弘	山本 知司
	上月 清	前田 智
	保田 公範	竹内 俊雄
	松田 純一	藤田 克昭

4. 欠席委員 3番 山寄 幸臣 8番 田中 正則

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 7番 河村 久雄 9番 木原さち子
- 第2 報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書について
公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について
- 第3 議案第1号 農地法3条の規定による許可申請審議について
- 第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について
- 第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について
- 第7 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香

6. 会議の概要

- 局長 本日の欠席者は、農業委員は2名。農地利用最適化推進委員はありません。
現在出席者数、農業委員12名です。定足数に達していますので、平成29年度第7回八頭町農業委員会を始めます。
- 議長（会長） （あいさつ）
日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、7番河村久雄委員 9番木原さち子委員をお願いします。
次に日程第2、報告事項ですが私からはありません。
委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。
- 委員一同 （報告なし）
- 議長（会長） 無いようでしたら事務局をお願いします。
- 事務局 報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。
報告1 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は20件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。
報告2 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。5件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。
- 議長（会長） この件につきまして質問意見はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。受付番号8-1について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 初めに、先月お配りしておりませんでした下限面積一覧表をご覧ください。各区域の農地を所有される場合には、各地域に設定してあります別段面積以上の農地を耕作していなければ所有権を取得することはできません。審査基準の中の下限面積要件については、この表を参考にしていただき下限面積を充たしているか審査していただきますようお願いいたします。

受付番号 8-1 について説明をします。

土地の所在地 日下部地内1筆 台帳地目 畑 現況地目 畑 面積 336 m²です。売買による所有権移転です。

理由につきましては、賃貸借契約により、以前からずっと譲受人が耕作されておりましたが、今回正式に売買されるということで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、耕うん機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても引き続き効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 50 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、57 アールとなり問題ありません。最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、引き続き野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、9番木原委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

木原委員 10月7日に現地確認を行い譲受人、譲渡人双方に聞き取りを行いました。譲渡人は高齢で耕作できなくなっているとのこと。以前から申請地を耕作されていた譲受人へ譲られるということで話がまとまったとのこと。農機具は所有されておりますし、現在も畑として耕作されており、引き続き耕作される予定ですので、問題はないと考えます。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（議長）

異議なしということで申請どおり決定いたします。
続きまして受付番号 9-2 について事務局は説明をお願いします。

事務局

受付番号 9-2 について説明をします。

土地の所在地 才代地内 3 筆 台帳地目 すべて田 現況地目 すべて田 面積 367 m²、1,134 m²、392 m²、合計 1,893 m²です。贈与による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するという
ことで話がまとまったものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても引き続き効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 20 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、302 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長）

この件につきましては、2 番西田委員に事前調査をお願いしていますので、報告をお願いします。

西田委員

10 月 2 日に譲受人のご家族の方と現地でお会いしました。JA 八東支店の裏手にあたる 3 筆合計 18 a の土地です。本年春、水を通そうとしたが上手くあたらなかったため、水田としての使用は懸念しているとのことでした。以前は他の方が白ネギ等を作っておられたが、高齢になられ 2 年間放置の状態であったとのことです。

ご家族の方との面談だったので、10 月 8 日に譲受人本人と面談をしました。譲渡人は県外にお住いの高齢の方で、帰ってこられることはありません。2 年間放置してあったため、風に乗って草種が自宅まで飛来してくるようになり、譲渡人との話し合いのうえ、農地として管理していくために申請したとのことです。水田は難しいようなので、畑としての使用を考えているとのことです。今現在は草が繁茂していますので、このままではいけない、きちんと管理してくださいと話

をしました。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。
以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。続きまして日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請審議の件。農地法及び同法施行令の規定により、許可申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号4-1について説明します。
土地の所在地 下門尾地内1筆 台帳地目 田 現況地目 畑 面積 11㎡。墓地を目的とする転用です。
場所は、議案書の3ページから5ページに図面を付けています。
土地利用計画図は6ページに付けております。
理由につきましては、現在の墓地が山中にあり管理が困難となるため、申請地に移設したいとのことです。
本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。
まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い農地、第2種農地に該当します。許可根拠ですが、代替地なしです。資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳のコピーにより確認しました。
また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。行政庁の許認可についてですが、墓地等経営に関する事前指導は協議終了しており問題ないと考えます。
事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から妥当と考えます。周辺農地への影響ですが、申請地に隣接する農地はすべて申請者の所有農地です。0.2mから0.5mの盛土をし整地します。雨水排水は自然

流下になります。汚水は発生しません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上で説明を終わります。

議長（会長） この件につきましては、5番綾木委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

綾木委員 10月2日に現地確認を行い、申請人に聞き取りを行いましたので報告します。

まず現地ですが、先ほどの事務局の説明のとおり隣接農地は1筆だけであり、日照被害は該当しませんし、周辺農地への影響はないと判断いたしました。

既存の墓地は自宅から遠い山中にあり参道も崩れており、今後の管理が困難となるため移設を計画したとのことです。まず先に農振除外の手続きを行い許可見込みとなっております。相続登記、分筆登記もされ、実現性の高い墓地移転と考えられます。本件は適正な転用計画であると判断しましたので報告します。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。

以上で議案第2号 農地法第4条 第1項の規定による許可申請審議を終わります。続きまして日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 7ページの議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。

八頭町長から平成29年9月28日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。

議案書の7ページから11ページをご覧ください。

今回は通常の利用権設定が新規2件、更新1件 合計3件です。面積

は田 4,597 m²、畑 9,715 m² 合計 14,312 m²です。

中間管理事業分としては更新 10 件ですが、その内 4 筆が新規集積になります。面積は田 79,386 m²、畑 85 m²、合計 79,471 m²です。受付番号 36-3 から 43-10 については、すべて井古地内の農地です。これは井古集落が中間管理事業による農地集積に取組まれ、今回、今までの契約を解約され、中間管理機構（鳥取県農業農村担い手育成機構）へ貸し出されたものです。すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長（会長） 通常の利用権設定 受付番号 75-1 から 77-3、中間管理機構との貸借、受付番号 34-1 から 43-10 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。

委員一同 （報告なし）

議長（会長） 質問意見はありませんか。

宮本委員 この中の受付番号 76-2 ですが、これは果樹を植えられている農地です。貸出人が高齢で管理できなくなったので、隣家の借受人に貸し出すものです。この案件は問題ありません。

ただ他にも貸出人の柿畑が一反半あります。今年の収穫が終わったら、もう管理できないと言われていました。今までは息子さんに手伝ってもらい細々と栽培されていましたが、息子さんも帰ってきて手伝うことが難しくなったとのことで、私どもに相談がありました。地区でなんとか栽培していきたいということで、くぼが半分に分かれていますので、半分ずつ 2 名の耕作者で耕作していくよう調整しています。貸出人の柿畑も今後、議案として提出されると思いますので、その際はよろしくお願いします。

議長（会長） これからは、こういったことも増えていくのでしょうか。

宮本委員 これからは高齢で耕作できない人が出てきます。近々にでもたくさん出てくるでしょう。若い人の育成をしていかないと、柿梨栽培の継続は困難になります。今は仕事を退職された方が、多面的事業の関係もあり放棄もできないので、役員を中心に農地を分散してなんとか取り組んでいる状況です。

議長（会長） 受付番号 76-2 に関連して、同じような農地も今後出てきます。今後の対策として貴重な意見をいただきました。

- 宮本委員 果樹園は機械的にできない作業があります。若い人の育成を積極的に行い、地域でも協力しながら取り組んでいく必要があります。
- 議長（会長） 鳥取県農業会議の会長であり鳥取県農業農村担い手育成機構の理事長でもある上場氏が、耕作者不足ということは出てくるので、対策をいかに取っていくのが大切と話されていました。対策しかありません。今後、このようなかたちで農地を引き継いでいくことが農業委員会の仕事だと話されていました。
その他、質問意見はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 （異議なし）
- 議長（会長） 異議なしということで、受付番号 75-1 から 77-3、中間管理機構との貸借、受付番号 34-1 から 43-10 について申請どおり決定します。以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。
続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明をお願いします。
- 事務局 議案第 4 号農用地利用配分計画案について説明します。
八頭町長より平成 29 年 9 月 28 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。
整理番号 59-1 から 73-15 について説明します。
先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 79,471 m²を借受け希望のありました 2 法人へそれぞれ 35,586 m²と 41,627 m²、地域の担い手 1 名へ 85 m²を配分するものです。
- 議長（会長） この件につきまして意見質問はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 （異議なし）

- 議長（会長） 異議なしということで、整理番号 59-1 から 73-15 については、申請どおり決定いたします。
- 続きまして受付番号 74-16 について審議を行いますが、本案件は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。
- （関係委員退席済）
- 議長（会長） それでは受付番号 74-16 について審議を行います。事務局で説明をお願いします。
- 事務局 この農地は以前から借受人が耕作されていた農地です。この度、井古集落が中間管理事業による農地集積を進められるということで、その取り組みに協力されまして、中間管理事業の担い手に登録をされました。それにより今までの基盤法による貸借から中間管理事業での貸借に切替えを行い、地域の担い手である借受人へ農地を配分するものです。
- 議長（会長） この件につきまして意見質問はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 （異議なし）
- 議長（会長） 異議なしということで、受付番号 74-16 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。
- （関係委員入室）
- 議長（会長） 以上で日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。
- 続きまして、日程第 7 その他について事務局よりお願いします。
- 事務局 ●農業委員・推進委員の役割分担について
●農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
●農地パトロール調査票・地図について
●9 月審議の転用案件について

転用申請件は4条1件9月29日付、5条3件9月26日付、1件10月3日付で許可

●次回農業委員会は11月10日(金)船岡地区公民館 大集会室です。以上です。

●農地パトロール等について協議

議長(会長) その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 (なし)

議長(会長) 無いようですので、以上で第7回農業委員会を終了します。

終了(14時50分)